

琉球大学学術リポジトリ

楊尚眞（2022）「日本で知られていない同性愛と同性婚の真相」への反論（2）：
性の多様性・性同一性障害の後天説・日本人の「誤解」等について

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学国際地域創造学部国際言語文化プログラム 公開日: 2023-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金城, 克哉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019723

楊尚眞 (2022) 「日本で知られていない同性愛と
同性婚の真相」への反論 (2) :

性の多様性・性同一性障害の後天説・日本人の
「誤解」等について

金城 克哉

〈論 文〉

楊尚眞（2022）「日本で知られていない同性愛と同性婚の真相」への反論（2）： 性の多様性・性同一性障害の後天説・日本人の「誤解」等について

金城克哉

1. はじめに

金城(2022)において楊尚眞(2022)「日本で知られていない同性愛と同性婚の真相」への反論を試みた。そこでは同性愛の先天説・後天説を取り上げ、楊の主張する後天説よりも先天説の科学的最新研究結果が多く、支持するに足りることを示した。本稿はその続きとして、楊の同論文の他の箇所的主張が事実と反するもの、もしくは根拠のない主張となっていることを指摘し、議論するものである。金城(2022)同様、楊の主張をそのまま転載し、それについて反論を加える。本稿では性の多様性、性同一性障害の後天説、および日本人の「誤解」等について取り上げる。なお、楊の主張を要約して示すことも可能であり紙幅が限られた論文においてはその方が効率的であるが、筆者の要約によって「元の文章を切り取って都合よく改変している」等という指摘を避けるため、長くなるが、楊の主張は原文をそのまま転載することとする。

2. 楊の主張と反論

2-1. 性の多様性について

楊は「Q.6 性に多様性はありますか?」の質問に以下のように答えている。

楊の主張(1)

ジェンダーイデオロギーの支持者は、人間の性には多様性があり、男女の性だけでなく、様々な性があり、自分で自分の性を決める性的自己決定権を人権として主張しています。

そして生物学的な性(sex)より社会的な性(gender)を性の主流とする、「ジェンダー主流化」(gender mainstreaming)を推し進めています。それが性の多様性を容認させることなのです。日本ではジェンダーイデオロギーは「ジェンダー理論」と

という言葉になっていますが、ジェンダーイデオロギーは理論ではなく、あくまでも思想です。「ジェンダー理論」という言葉を用いるのも、あたかも公認された真実であるかのように表現するためでしょう。

ジェンダーイデオロギーの支持者たちが、「性の多様性」や「ジェンダー主流化」を主張している根拠としては、多様な性的指向や性同一性や性自認や性表現が存在し、それらを人間の性として含めているからです。その4つは存在していますが、それらは心の領域にある傾向であり、人間の性(sex)であるとは言えません。

正確に言いますと、様々な性があるのではなく、心の領域に多様な性的指向や性同一性や性自認や性表現があるのです。性(sex)、即ち、生物学的な性は、男(XY)と女(XX)しかありません。稀に男でも女でもない間性(intersex)がありますが、これは医学的には染色体の異常による性障害です。ジェンダーイデオロギーの支持者たちが「性の多様性」という言葉を用い、それを社会に浸透させていることによって、人間の性には様々な性が存在しているかのように思わせていることは、真に不適切な性の理解を助長していることです。

人間の生物学的な男女の性と、心の傾向である性的指向や性同一性や性自認や性表現を、分けて考えなくてはなりません。性的指向や性同一性や性自認や性表現自体は、性ではありません。

「性の多様性」を容認する(or させる)教育がありますが、性の多様性を容認させる教育は必然的に「性行為の多様性」をも容認する教育になります。「性の多様性」を容認して(or させて)「性行為の多様性」を否認する(or させる)教育はありませんし、ジェンダーイデオロギーの支持者も「性行為の多様性」を支持しています。

(楊 2022: 66)

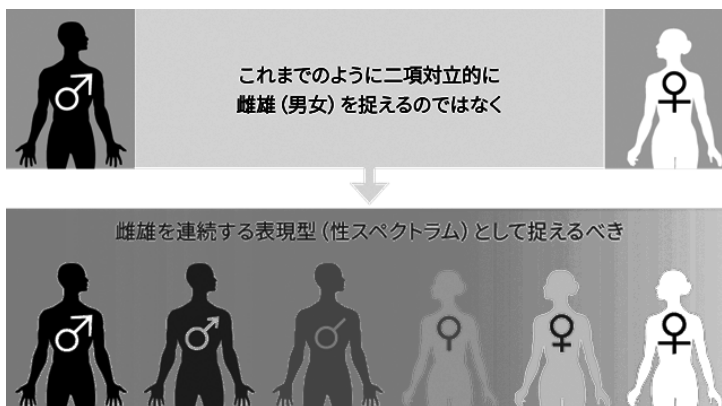


図1：性スペクトラムの概念

ここでの楊の主張の要点は生物学的「性」に多様性はないということである。さて、科研費の新学術領域研究(領域代表 立花誠, 平成 29 ~ 33 年度)に「性スペクトラム: 連続する表現型としての雌雄」がある。この研究では「雌雄を二項対立的なものではなく連続する表現型『性スペクトラム』として捉えることで性を再定義する」という目的が掲げられている。同ウェブサイトからスペクトラムの概念図を図1に示す。

これまで生物の性はオスかメス(男性か女性)のいずれかという考え方であった。しかしこの科研費の研究は様々な自然界の現象を説明する新しい考え方として提示されているものである。この研究の期待される成果と意義について、同ウェブサイトから引用する(下線は引用者):

我が国を含めた多くの国では、セクシャルマイノリティを含めた多様な性の在り方に対する文化的・社会的理解は未だ不十分です。一般には雌雄は二項対立的なものであると捉えられているため、性に多様性が存在することを容易に受け入れる下地が、社会にはまだ形成されていないのです。

性の多様性をごく自然なものとして受け入れることができる成熟した社会を作り上げるためには、男女・雌雄は二項対立的なものという一般認識とは相反する性の多様性が、なぜ現実に生じているのかを理解することが必要不可欠です。本領域で得られる成果は、この疑問に回答を与え得ると期待されます。

科学的な研究に基づいて、遺伝子学・内分泌学・生命科学などの分野の研究者が「性(sex)はオスとメスの二項対立ではなく、連続体である」と主張している。これは楊の主張とは相反するものである。楊は自分の主張の根拠となる先行研究を示さずに当然のこのように「性(sex)、即ち、生物学的な性は、男(XY)と女(XX)しかありません」と述べているが、最新の科学の知見では性は連続体を成すとされる。楊があくまでも雌雄しか認めないというのであれば、この「性のスペクトラム」の研究成果を否定し、性の二項対立を正当化する科学的根拠を示して反論すべきであろう。

次に、上記楊の引用の最後の段落にある教育について考える。生物学的性(sex)が多様であり(スペクトラムを成し)、またセクシュアリティ(性的指向・性同一性・性自認・性表現)が多様であるということになったとしても、性行為の多様性まで必ずしも教育しなければならないということはない。そもそも現在異性間でどのような性行為をしているのかを学校教育で取り扱っているのだろうか。異性間の性行為であってもその行為のあり方は人それぞれ多種多様である。そういった異性間の性行為の多様なあり方を学校で教育することはないであろう。それならば、教育の現場では性的指向には異性愛・同性愛・両性愛・無性愛と主に4つの種類があり、好きになる(な

らない)対象がそれぞれ異なるというだけに留めておけば良いのではないか。どのような性行為をするかというのは当事者の問題であって、その行為の多様性を教育することとは別の次元の話である。

2-2. 同性愛・両性愛・性同一性障害について

楊は Q.7 で「同性愛・両性愛・性同一性障害は同じものですか」という問いを立て、それに対して次のように述べている。

楊の主張(2)

性同一性障害(Gender Identity Disorder)とは自分の性別に関する認識、すなわち、性同一性や性自認と言いますが、自分自身を男性、あるいは女性として認識することにおいて、性別違和感をもつ事を意味します。性同一性障害を持つ人は、生物学的に男性や女性の体をもっていますが、精神的に自分の生物学的な性(体の性)とは反対の性であると認識しています。すなわち、肉体的な性と精神的な性が一致しないことです。性同一性障害を持つ人すべてが性別適合手術を望むのではなく、性別適合手術を拒否する人もいます。性同一性障害を持つ人は、自分の体の性と心の性が一致しない性自認の混乱であり、このような性自認の障害を性転換症とも呼びます。

性同一性障害の原因について確実に究明されておらず、確証された原因はないですが、同性愛が後天的な要素によって影響を受けると同じく、性同一性障害も後天的な要素によって影響されることは、様々な事例から否定することはできません。幼少期の環境における後天的な要因が作用して、性同一性の混乱が生じることによって性同一性障害になることは、様々な事例から考えられます。但し、同性愛・両性愛と性同一性障害の違いは、体の性と心の性が一致しない性別違和感という精神的な問題が第一の問題であり、医療的治療の対象になっており、治療で治ることがあります。また自然に治ることもあります。

したがって、性同一障害は医療的治療が必要とされる障害でありますので、このような意味においては、同性愛者・両性愛者とは異なる存在であります。このような意味においては、同性愛者・両性愛者とは異なる存在であります。いずれも同じく幼少期の経験が原因となっているという研究結果があります。幼少期に同性の親や友達から愛されなかったり、認められなかったり、虐待を経験したりして、愛着関係の形成に失敗した場合(愛着障害)は、子供が自分に対して劣等感をもつことがあります。自分は劣っていると思う自分が嫌であるか、自分に対する罪悪感をもったり、嫌悪したりしますと、自分の体や性格や同一性に混乱が生じ、自分自身を変えたいという感情が強く働くことがあります。そのような性同一性の混乱の中で、性同一性障害が発生するとみています。(楊 2022: 66-67)

性同一性障害 (Gender Identity Disorder) については近年性別不合 (Gender Incongruence) もしくは性別違和 (Gender Dysphoria) という言葉を用いるのが通例であるため、以下省略形の GI/GD を用いる。この「性同一性障害」から「性別不合・性別違和」への名称変更は重要な点なのでここで触れておく。世界保健機関 (WHO) は International Classification of Diseases (ICD)「国際疾病分類」を作成しており、2019 年の WHO 総会において心と体の性が一致しない状態をこれまで「性同一性障害」として「精神障害」に位置付けていたが、これを精神障害の分類から除外することを決定した。このことはもはや心と体の性が一致しないという状態は「障害」ではないと公的な国際機関が認めたということであり、これまで「性同一性障害」とされていた状態は、今後「身体的な病気でも精神的な病気でもない」ということを意味する。(NHK サイカル journal 2019.5.26, 針間 2019)

さて、上記引用の第 2 段落以下において確実な原因究明がなされていないとしながらも楊は後天説 (幼少期の親の愛情の欠如, 虐待, 愛着関係形成の失敗, 自己嫌悪など) を支持する主張をしているが、果たしてこれが研究の主流なのだろうか。ここでは楊は先天説を支持するような根拠を一切示しておらず、一方的に後天説で説明可能であると主張する (しかし根拠となる学術研究には全く触れていない)。では先天説の研究の状況はどうなっているのか、筆者の調査結果を以下に示す。

Altinay and Anand (2020) は GI/GD が神経生物学的な基盤を持っていることを示している。Boucher and Chinnah (2020) は性腺と脳の発達 (性分化) の不一致に起因するという生物学的・遺伝学的な原因の可能性を探っている。Sadr et al. (2020) では出生前の女性における高レベルのテストステロンと出生前の男性における低レベルのテストステロンが、GI/GD に関与しているとする。Karamanis et al. (2022) では双子研究から主に子宮内環境の影響を共有する家族性因子が GI/GD に寄与していると思われるとする。また Saglam et al. (2020) も出生時の性別が女性である被験者 (GI/GD) でテストステロンの影響があったと結論づけている。Burke et al. (2020) ではクリック刺激にตอบสนองして内耳から発生するエコー様の音であるクリック音誘発性音響放射 (CEOAE) に着目した。治療を受けていないトランス系女子は、女性型の CEOAE が多い傾向があり、初期の性分化が男性化しにくいことを示唆していることから、GI/GD に関する有力な仮説を支持するとしている。Collet et al. (2021) では磁気共鳴分光法 (1H-MRS) を用いた代謝物レベルでの脳の性差を検討し、トランスジェンダー男性の扁桃体ではコリンとクレアチンに出生児の性差があることを突き止めている。このように、過去 2 年の研究を概観しただけでも出生前の影響を示唆する研究結果が多くあり、楊 (2022) のように根拠を示さず出生後の社会的環境要因のみに原因を帰するのはミスリーディ

ングである¹。

2-3. 日本人の「誤解」について

楊は Q.8 で「同性愛について、日本の多くの人達が誤解していることは何でしょうか」という問いを立て、それに対して次のように述べている。

楊の主張(3)

第一に、同性愛は生まれつきの性的指向であるという誤解です。同性愛は、遺伝でも先天的なものでもない、後天的なものであるということを知らないのです。

第二に、同性愛者は自分の性的指向に満足しているという誤解です。同性愛者たちの中には、自分の性的指向に対して違和感をもち、苦悩している人たちが多くいます。そして、出来れば治したいと思っている人たちがいます。

第三に、同性愛者は同性だけに性的魅力を感じるのですが、同性愛者たちの中に両性愛者が多いのです。生まれた時から大人になるまで異性愛者であっても、同性愛行為の経験をすることによって同性愛者や両性愛者になった人たちがおり、現在、同性愛者や両性愛者の数は増えています。

第四に、同性愛者の恋愛は人によって異なりますが、複数の同性愛者を自分のパートナーとして持つことが多いのです。純粋な恋愛による二人の男女の繋がりよりは、複数のパートナーと性的快感で繋がっていることが多いのです。

第五に、同性愛者の恋愛の対象者は、同性愛者よりも異性愛者の方が多いのです。異性愛者が同性愛者からの愛のアプローチを受けても、その同性愛が実らないことが多いのですが、中には、恋愛の対象者である異性愛者が同性愛に陥ることがあるのです。(楊 2022: 67-68)

金城(2022)でも指摘したが、同性愛の要因については先天説・後天説双方の研究があり、現時点では「後天的なものである」という断定はできない。また、「同性愛者は自分の性的指向に満足している」ということがレズビアン・ゲイの全ての人に当てはまるかどうかというのは、統計的に調査をしてみなければわからない。「多くいます」という表現は基準となるものを示さなければ数の多さ・少なさの議論はできない。楊は日本人全てのレズビアン・ゲイにアンケート調査を行ったのだろうか。もしくは全数の

¹ 2010年代までのGI/GDの原因についての研究は佐々木(2017)が参考になる。佐々木自身は遺伝説(先天説)と環境要因(後天説)をつなぐ行動遺伝学研究を提唱している。

中の一定数を標本(サンプル)として標本調査をするということもできる。もし全数調査を行ったのであるとすると、どのように「全ての」レズビアン・ゲイを調べたのだろうか。標本調査は偏りが出ないようにランダムに標本を抽出することが求められるが、そのような抽出手順はなされたのか。そもそも偏見や差別を恐れて周囲にカミングアウトしていない当事者が多い中で全数調査が果たして可能なのだろうか。

次に、「できれば治したいと思っている人がいます」と、楊はあたかもそれが「事実」であるかのように述べているが、日本でそのような「治療」を望んでいる同性愛者が全体の何%いるのかというデータは示されていない。もし海外で「治療」を望んでいる人がいるとすれば、それは全体の何%なのか、これも全体数がわからなければ示しようがない。またその「治療を望んでいる」人たちはどのような家庭環境に育ったのか。例えば父母が敬虔なクリスチャンであり、同性愛行為は忌むべきものと子どもの頃から教わって育ってきた若者と、家庭に全くそのような宗教的背景がない若者では自分の性的指向を受け入れられるかどうかとも異なってくるであろう。何の根拠も示さずに「できれば治したいと思っている人がいます」という主張は科学的な言説としては受け入れられない。

第三の「同性愛者たちの中に両性愛者が多い」というのは定義矛盾になる。同性愛は性的指向が同性に向けられている、両性愛は性的指向が男女どちらにも向けられているという違いがあるにもかかわらず、同性愛のカテゴリーの中に両性愛を含めてしまっている。男女ともに性愛の対象とするのであれば両性愛であろう。「生まれた時から大人になるまで異性愛者であっても、同性愛行為の経験をすることによって同性愛者や両性愛者になった人たち」がいて、「現在、同性愛者や両性愛者の数」が増加しているというが、ここでも主張の根拠となるデータが示されていない。もしアメリカでの研究結果があるのであればそれを示せばよい。ただし、アメリカと日本は異なる社会であるため、アメリカでそういう事例があったとしても日本でそれが同じように起っている(同性愛が増えている)ということとは言えない。

第四に、「同性愛者の恋愛は人によって異なりますが、複数の同性愛者を自分のパートナーとして持つことが多い」という主張にも根拠がない。データが示されていない。そもそもなぜ楊は同性愛者に複数のパートナーがいることを知っているのだろうか。その情報はどこから得たものなのか。何かの資料を読んでそう述べているのであれば、その資料を示すべきである。そして、この場合も上述したことと同じように、あるグループに属する人(それも数名程度)について何らかの特徴が見られたからといって、その特徴をグループ全体に当てはめることはできない(過度の一般化)。このようなバイアスのかかった推論がなされている可能性があるため、この主張は客観性に基づく科学的な言説とは認められない。

さらに付け加えるなら、異性愛の婚姻関係にある夫や妻が浮気をしたり風俗店を利

用したりして自らの性欲を満たすケースがあるというのは周知の事実である²。もちろん同性愛者全てがそうであるとは言えない。また、永遠の愛を誓って結婚した男女が別れることもある。平成 29 年の司法統計年報では夫もしくは妻の浮気が原因で離婚するケースは男性では 2,547 人、女性では 7,987 人いるという(離婚にまで至らないケースはもっとあると推測される)。性的快樂のためにこのように浮気をするという現実が同性愛男女の間でもあるのであれば、同性愛にも同じような現象が見られたからといってあらためて道徳的に問題があるような指摘をしなくともよい。

第五の点、同性愛者の恋愛対象が同性愛の男性である可能性は高いであろう。しかし、それを根拠に「恋愛の対象者である同性愛者が同性愛に陥ることがあるのです」ということが果たして言えるのか。楊のこの主張はどのようなデータに基づいてなされたものなのだろうか。この主張を裏付ける統計データが存在するのか。上述した性のスペクトラムのように、ジェンダーやセクシュアリティにもスペクトラムというものが想定されている(マーデル 2017)。同性愛者の求愛に対してそれを受け入れる人もいるであろうし、そうでない場合もあるであろう。もし前者のように同性からのアプローチを受け入れられるのであれば、その本人は「同性愛」ではなく、「両性愛」だった可能性もあるのではないか。なぜなら定義上、同性愛は自分とは異なる性に惹かれるとされているためである³。

2-4. 同性婚合法化による社会問題

楊は Q.9 で「同性婚合法化に続いて起きる社会問題とは何でしょうか」という問いを立て、それに対して次のように述べている：

楊の主張(4)

同性婚が合法化すれば、多くの人は同性愛者の結婚問題は解決すると思っ
ていますが、同性婚合法化の後に続く以下の問題があります。それは、同性婚合法国の
様相を見れば知ることができます。

第一に、同性愛は同性愛と同等な性愛と容認しなければならない、という教育
が施行されます。教育機関において同性愛の性教育と同時に同性愛の性教育を

² 週刊誌には女性の性の奔放さを綴った記事が見られる(週刊ポスト(2004a, 2004b))。もちろん、筆者は週刊誌の記事を根拠に反論をしているのではない。楊が何の根拠も示さずに自身の主張を展開することに比べれば、まだ信憑性があるというだけの話である。

³ 最近の研究では性的指向は不動のものではなく流動的なものであるとされている(Diamond 2016)が、ここでは議論が煩雑になるため流動性については言及を控える。

施しなければ、差別となります。同性愛や同性婚を容認しなければならなくなるので、LGBTの性行動を容認する包括的性教育が実施されるようになります。

第二に、同性婚合法化によって差別禁止法が制定されるので、同性婚や同性愛に反対する意見や行為は差別行為としてみなされたり、訴えられる逆差別が生まれます。「差別」の訴訟が多発するようになります。

第三に、性的指向によって同性婚が合法化された以上、性的指向によって多重婚、近親婚をする権利要求が出てきます。

第四に、同性同士においては妊娠ができないので、精子・卵子の提供を受け、人工授精を通して子供をつくることで、子供は自分の片方の親を知ることもできず、愛されることもできないので、人間の根源的・精神的な問題を抱えることとなります。また、子供の出自を知る人権問題も生じます。この問題は精子や卵子の提供を受け、子供をもった同性同士のカップルだけではなく、異性同士のカップルや独身の倫理道徳的な問題とはならないでしょうか。

第五に、同性愛者の養子縁組となった子供たちが同性愛の影響を受け、同性愛者になる確率が高くなります。同性愛者が増えれば、人口減少も加速してきます。(楊 2022: 68)

ここでも楊は主張の根拠を全く示していない。では順にここでの主張を検討しよう。

第一に、教育機関での性的マイノリティについての教育だが、これは全国の小中高校で現在進行形で行われている。実際に教員が教えることが難しい場合には外部講師を招いて話をしてもらう場合もある。国として法務省人権擁護局は「多様な性について考えよう」というウェブサイトを設けて性的マイノリティに対する啓発活動を行っている。文部科学省は教職員向けに「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」とするパンフレットを作成・配布し、全国の教職員に性的マイノリティに配慮するよう注意喚起を行っている(2016)。具体的には、福島(2015)で「学校で組織的にセクシュアリティ教育を実施することは、生徒が性的存在としての自己を肯定的に受け入れ、豊かな人間関係を築いていくことを助ける効果的な取組である。そして、全ての生徒が安心して通える学校づくりにもつながる可能性がある」と指摘されている。また、倉敷市教育委員会では「人権教育実践資料3 性の多様性を認め合う児童生徒の育成II」というパンフレットを発行し、市内の学校での取り組みも紹介している。さらに、認定非営利活動法人 ReBit の報告によると、「セクシュアルマイノリティの講師らが多様な性に関する授業を実施することは、子どもたちに正しい知識を伝えるだけでなく、多様な性に関する価値感や態度が受容的になり、人権感覚を向上させる効果があることがわかりました」(2018: 19)とされる。(Gegenfurtner and Gebhardt 2017, 佐々木 2018, ReBit 2021 も参照

のこと)

第二に、楊は同性婚合法化・差別禁止法制の整備で「逆差別」が起こるとするが、これにも根拠がない。元々どのような人に対しても差別はいけないものであるとされている。性的指向に優劣はない。異性愛が同性愛よりも優れているということはない。異性愛者が同性愛者を蔑んでもいいということはない。性的マイノリティにも人権がある。それにも関わらず同性愛に反対するということが、現在の日本ではすでに人権侵害になる。逆差別になるという論理は、同性愛は認められないという差別発言を擁護する意図がある、もしくは人権侵害が当然なされることを前提としていると考えざるを得ない。

第三に、同性婚が合法化されると「多重婚、近親婚をする権利要求」がなされるという論理に至っては理解不能である。同性婚と多重婚・近親婚に何の因果関係があるのか。日本では民法 732 条で「配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない」と定められており、また民法 734 条では「直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない」とある。すでに禁止されているものを、同性婚が合法化されたから禁止するな(合法化しろ)という人が現れるのだろうか。

さらに、人工授精や養子縁組、代理母出産などでレズビアンカップルやゲイカップルが子どもを育てている例が日本にも海外にもある。楊はそういった子どもは「愛されることもできないので、人間の根源的・精神的な問題を抱えることになります」と述べているが、ここでもこの主張に何の根拠も示されていない。ここで興味深い研究があるので紹介しておく。Costa et al. (2018)では「異性愛者の男性で、年齢が高く、教育レベルが低く、宗教心が強い者は、レズビアンやゲイによる子育てに対して有意によりネガティブな信念を持つ」という調査結果を示している。楊はこのようなバイアスがかかった状態でレズビアンカップルやゲイカップルの子どもを見ているのではないだろうか。また Perrin et al. (2019)ではゲイの父親が子どもを養育する際に様々な壁やスティグマを経験するとしているが、それが最も強かったのは宗教団体からの抵抗であったという。

第四に、レズビアンカップルやゲイカップルに育てられた子どもに問題が見られるかに話を戻すと、Green et al. (2019)では「代理出産で妊娠し、ゲイの父親に育てられた 68 人の子どもは、標準的な集団から抽出しマッチした 68 人の比較サンプルと比較して、外面化問題(攻撃性、規則破り)および内面化問題(不安、うつ)の得点が著しく低いこと」が明らかにされている。また Farr and Vazquez (2020)の研究では「レズビアンの母親、異性愛者の母親、同性愛者の父親は、異性愛者の父親よりも高い育児能力を有している」と報告されている。無論、レズビアンの親、ゲイの親全てがそうであるとは限らないが、現段階では同性愛者の親が愛情を注がなかった、育児能力に問題があったという研究報告はないと言えるだろう。

第五の点について、AACAP (American Academy of Child & Adolescent Psychiatry) のHP から同性カップルに育てられた子どもの特徴をまとめた部分を引用する。

同性愛者の親に育てられた子どもは、特別な精神的サポートが必要になるのではないか、あるいは独特の社会的ストレスに直面するのではないかと心配されることがあります。現在の研究では、ゲイやレズビアンを持つ子どもは、感情の発達や仲間や大人との関係において、異性愛者の親を持つ子どもと差がないことが分かっています。子どもの発達に影響を与えるのは、親の性的指向ではなく、親子関係の質であることを親が理解することが重要なのです。一般的な考えとは異なり、レズビアン、ゲイ、トランスジェンダーの両親を持つ子どもは、以下のような特徴があることが研究により明らかにされています。

- ・異性愛者の親を持つ子どもよりも同性愛者になる可能性が高いわけではない
- ・性的虐待を受ける可能性は高くない
- ・自分を男性だと思うか、女性だと思うかの違い(性自認)はない
- ・男女の行動(性役割行動)に違いはない

同性愛のカップルに養育された子どもが同性愛者になると決まっているわけではない。子どもの性的指向は親の性的指向に影響されるものではない。また、同性婚が少子化を加速させるような言説がインターネット上に溢れているが、2022年時点で同性婚が認められていないにもかかわらず日本では少子高齢化に歯止めがかからない状況にある。これは異性愛の男女の晩婚化や夫婦が子どもを望まないなどの理由によるものであって、同性愛者とは全く関係がない。

2-5. 同性愛者が直面しているリスク

楊はQ.10で「同性愛者が直面しているリスクとは何でしょうか」という問いを立て、それに対して次のように述べている：

楊の主張(5)

第一は、同性愛の性行為は正常的な性行為でなく、エイズと密接な関係をもっており、同性愛者は、同性愛の性行為によって身を危険にさらしています。

日本では、日本国立感染症研究所(NIID)も、2013年のHIV新規感染者1106名の70.5%が同性愛者であると明らかにしました。

2013年日本新規HIV感染者の感染経路については、

1. 同性間の性行為 70.5%，
2. 異性間の性行為 17.5%，
3. 不明 9.6%
4. 麻薬注射器使用 0.2%，
5. 出産時の感染 0.1%

感染症専門医で神戸大学教授である岩田健太郎氏は、「日本ではここ 10 年の間、毎年新たな「HIV 感染者」と「エイズ患者」が、計 1400 人以上発生しています。治療法が劇的に進歩して、患者がすぐに死亡する可能性は低くなっているのです。全体の患者数は、毎年どんどん増えているのです。このような事態を看過していてよいわけがありません」と言っています。

第二は、同性愛者の自殺率は高いです。

最近、ココラン(SD.Cochran)は、同性愛者たちは、より高い自殺率があることを指摘する論文を発表しました。ロモント(B.Lhomond)とキビゾレス(M.J.Saurel-Cubizolles)は 1997 年から 2008 年に英語とフランス語で出版された 22 の論文をレビューして、同性愛者たちが異性愛者たちに比べ精神健康状態が悪く、両性愛者である場合、より深刻であるという結論に達したということです。

キング(M. King)らは 1966 年から 2005 年の間に発表された 25 の論文を検討して、同性愛者と両性愛者は異性愛者より 2 倍の自殺の試み、1.5 倍高い鬱症状、1.5 倍高いアルコール依存などが見られることを、統計的な数字で示しました。

第三は、同性愛者は短命傾向にあります。

さらに、同性愛者たちは、一般の人に比べて寿命が短いです。キャメロン(P. Cameron)らが 13 年の間に 18 の同性愛新聞に掲載された同性愛者の死亡記事 6574 件を分析した結果、エイズのない同性愛者の寿命が 42 歳で、異性愛者より 20 年以上短かったのです。同性愛者の死亡は、通常、突然の事故、交通事故、自殺、殺人、がんなどで乱暴したケースが多かったのです。これに加えて、エイズが急速に拡散された後には、寿命が 39 歳、10%より短くなったのです(楊 2022:68-69, 原文ママ)

第一の点に関してまず指摘しなければならないのは、HIV 感染が同性間の性的な接触のみで起こるものではないということである。「同性愛の性行為は正常的な性行為でなく、エイズと密接な関係」があるという表現はあまりにも偏った見方であろう。次の池上(2015)の指摘は傾聴に値する。

HIV というウイルスは性関係にあるふたりが異性か同性か、恋愛かゆきずりか、接触粘膜はどれがいいか、などを考慮したりしない。たとえば精液中の HIV は皮膚にははじかれるが粘膜なら通れる、粘膜に傷でもついていればなおさら入りやすい、ということなのだ。HIV 感染症は男性どうしの性的感染が圧倒的となると、「ゲイの病」というレッテルをはられたりする。これは異性間なら安全だと誤解し男性どうしは自業自得と切り捨てるという悪影響しかもたらさない。

また、「正常的な性行為」という点についても、異性愛の男女でも楊の想定している(であろう)「正常的でない」セックスは行われている。JEX SEX SURVEY 2020によると女性では11.6%がアナルセックスを経験しているとされる。

HIV感染については2021年の国立感染症研究所のレポートでも楊と同様の指摘がなされている⁴。しかし同時に「HIV感染者およびAIDS患者の年間新規報告数は近年減少傾向となっていたが、2020年のHIV感染者年間新規報告数は、1999年に感染症法の下での調査となって以降、最大の減少」を示しているとも指摘されている。もちろんこの減少にはCOVID-19の影響による保健所での無料HIV検査の中止などの影響も考慮されなければならない。

さらに、ゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは異性愛者よりも5.9倍高いということは日本でも指摘されている(日高・荻上2012)。しかし、「同性愛行為」が人の寿命を縮めるという医学的研究結果はない。楊が引用しているCameron et al. (1989)は医学的な根拠に基づいた論文ではない。新聞の死亡記事を調査したものである。何よりも「同性愛者の死亡は、通常、突然の事故、交通事故、自殺、殺人、がんなどで乱暴した場合が多かったのです」という部分が科学的な調査結果に基づいたものであるとは考えられない。同性愛者の死亡原因が突然の事故や交通事故が多かったというのは、性的指向(同性愛)によって(交通)事故に遭う確率が高くなると主張していることになるが、そのような言説を誰が信じるのだろうか。

2-6. 同性愛と同性婚と人権

楊はQ.15で「同性愛と同性婚は人権となりますか?」という問いを立て、それに対して次のように述べている:

楊の主張(6)

同性婚が性的指向によって正当化されるとなれば、両性愛も小児性愛も、多者性愛も、動物性愛も性的指向として正当化され、混合三者婚、子供と大人の結婚、グループ婚、動物婚も権利となります。しかし性的指向は先天的なものではなく、後天的であり環境的なものであり、流動的なものです。そのような後天的・環境的・流動的な性向を根拠に、同性愛や同性婚を人権だと主張できるのかということです。何でも人権となることはできません。権利となるものは、倫理道徳

⁴ 「HIV新規感染者の中では、男性同性間性的接触(両性間性的接触を含む)による感染が全体の72.4% (543/750) [日本国籍男性HIV感染者の中での同性間性的接触の割合は78.1% (467/598)で、その大多数は20～40代であった](国立感染症研究所2021)

に反しない、公共の福祉を犯してはならないことが最低条件です。同性愛と同性婚を権利として容認することによって、社会の多くの領域(教育、法律、医療等)が大きく変わることは、公共の福祉を侵すことになります。それは社会の混乱と対立を招き、多数の人たちのための幸福な社会形成に逆行するでしょう。(楊 2022: 71)

まず指摘すべきは「両性愛」はすでに性的マイノリティとして人権尊重の対象となっていることである。先述したが、法務省人権擁護局のウェブページは性的マイノリティの人権尊重が必要であることを強く訴える内容となっている。では楊が挙げている「小児性愛、多者性愛、動物性愛」はどうだろうか。「小児性愛(pedophilia)」は精神障害の一種とされ、治療方法も確立されている。楊の言う「多者性愛」を筆者は知らないが、「多性愛(polysexuality)」のことではないか。この多性愛は複数のジェンダーに性的魅力を感じるもので、すでに性的マイノリティの一部であると考えられている。動物性愛(zooophilia)も現在は小児性愛と同じように性嗜好異常とされ障害であると考えられている(「MSD マニュアル家庭版」参照)。楊はこれらの性的指向(両性愛・多性愛)や性的嗜好(小児性愛・動物性愛)が認められると「混合三者婚、子供と大人の結婚、グループ婚、動物婚も権利」となるとしているが、これは論理の飛躍であろう。

両性愛者の多くは人生の特定の時期に男性もしくは女性に惹かれるのであり、常に自身と男性1名・女性1名、計3名で付き合っているわけではない。小児性愛の対象となる子どもはおおよそ13歳以下とされているが、民法731条で男性は満18歳、女性は満16歳にならないければ婚姻をすることはできないと定められている。また、多性愛者も、両性愛者同様に同時に2名以上の者と常に交際をしているとは限らない。また、民法732条では重婚が禁じられている(「配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない」)ため、グループ婚などはできない。さらに、動物は言葉によって自らの意思を示すことができないため、そもそも憲法24条1項「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」の部分に抵触する。同性婚を認めるからといって、他の性的指向や性的嗜好について現在法律で禁止されているものを合法化しようという運動が起こるとは思えない。同性婚を主張する側は、成人同士が婚姻年齢を満たし、重婚にも抵触することなく、また自らの意思で合意できることを前提に現在裁判で争っているのである。

次に人権の話に移る。楊は「後天的・環境的・流動的な性向を根拠に、同性愛や同性婚」は人権として認められないとする。なぜなら、「権利となるものは、倫理道徳に反しない、公共の福祉を犯してはならないことが最低条件」だからだとされる。しかし我々は生まれながらに人権を付与される存在なのではなかったか。「世界人権宣言」には次のようにある(外務省のウェブサイトより)：

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

性的指向に関わらず、また性自認に関わらず、すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である。誰を性愛の対象とするかも自由である。非異性愛者であるということを理由に性的マイノリティの尊厳が侵されてはならないし、性的マジョリティと同じ権利を性的マイノリティも持つことができる。成人同士であれば、誰を性愛の対象とするかに制限はない。現在の日本には同性愛(行為)を禁じる法律は存在しない。もし楊の主張するように同性愛が倫理道徳(これも時代によって変化するものであり、具体的に楊がどのような倫理道徳観を持っているのか不明だが)に著しく反するものであれば、売春防止法(1951年)のように法律の規制対象となっても不思議ではない⁵。

2-7. 個人幸福主義

楊はQ.16で「同性愛や同性婚を支持する人たちには、どのような思考があるのでしょうか?」という問いを立て、それに対して次のように述べている：

楊の主張(7)

同性愛や同性婚は個人の自由であり、人権であると思っている人が多いのです。個人の自由や人権は民主主義社会において保障されるべき大事な権利ですが、どんな行為も自由や人権となるのでしょうか。個人の自由や人権には、それを保証することができる根拠や条件が必要です。どんな行為も個人の自由や人権になるわけではありません。

現在、日本に蔓延している生き方の思考は個人幸福主義です。それは、次のような言葉が日本社会で強調されていることから知ることができます。「自分らし

⁵ 例えばイギリスでは1967年にイングランドとウェールズで21歳以上の男性同士の同性愛行為が合法化された。スコットランドと北アイルランドでは1980年代まで同性愛は違法であった。BBC NEWS JAPAN (2016年10月20日)ではすでに廃止された性犯罪法で有罪となったまま亡くなった数千人の同性愛男性について赦免すると発表している。1974年に有罪となった男性は当局が同性愛を「はなはだしい公序良俗違反」扱いしていたことが間違いだと述べている。

い生き方、多様性、個性」等です。このような言葉が個人の生き方として優先され、ある主張が人権として法制化してしまいますと、社会や家庭に集団性や統一性が薄れてしまい、国家自体が弱くなってしまいます。集団(社会や家庭)の中にあつて、個は存在します。集団から離れて個が存在することはできません。集団が安定し、全体の利益とならなければ、集団は崩れてしまい、個も崩れるのです。だから集団があるゆえに、個が存在することが可能となりますので、その意味では個の希望や利益より、集団全体の希望や利益がより重要で、優先されなければ社会は成り立たなくなります。

そのために、民主主義における多数決による決定があるのです。何でも自分の希望や利益を人権として捉え、その人権と主張するものを法制化し、法的効力をもたせることによって国家社会を混乱状態にさせてはなりません。また、何でも人権となるものではないのです。公共の福祉を侵さず、社会を混乱させたり脆弱にさせたりするものではなく、倫理・道徳的に正しいものだけが人権となり、法律的に保障されるべきです。このことから、同性愛や同性婚が、人権として法制化されるためには、倫理道徳的な問題や公共の福祉に反する問題が明らかに多いのです。(楊 2022: 71)

この部分の楊の主張は全体主義そのものである。全体主義とは「個人の利益よりも全体の利益が優先し、全体に尽すことによつてのみ個人の利益が増進するという前提に基づいた政治体制で、一つのグループが絶対的な政治権力を全体、あるいは人民の名において独占するものをいう」(ブリタニカ国際大百科事典)。歴史的にはナチス・ドイツの政治体制が代表的なものであり、これが行き過ぎると議会民主主義の否定、表現の自由の弾圧、恐怖政治、軍国主義へと発展する。

楊は「自分らしい生き方、多様性、個性」といった言葉が人の生き方となると国家が弱体化するというが、この主張を裏付けるデータは示されていない。個人の幸福追求権については日本国憲法第 13 条に規定されている。一方、エドモンドソンは『恐れのない組織』(2021)において組織がうまく機能するためには「心理的安全性」が重要だと指摘する。心理的安全性とは「みんなが気兼ねなく意見を述べることができ、自分らしくいられる文化」を言う(エドモンドソン 2021: 14-15)。性的マイノリティであることを表明しても、それを受け入れる組織、様々な背景を持つ人々を受け入れる組織、多様性のある組織が成功するとする。様々な調査を行った上で心理的安全性、自分らしさ、多様性、個性が重要だとするエドモンドソンの主張と、何の根拠もデータも示さずに現代社会の個人の生き方が個人幸福主義であると決めつけ、それを否定する楊の主張とでは、どちらにより信憑性があるかは自明である。

3. おわりに

本稿では金城(2022)に引き続き楊(2022)への反論を試みた。楊(2022)では生物学的な「性」は男性・女性のいずれかという二項対立を前提とした主張がなされていたが最近の研究では生物学的「性」はスペクトラムを成すとされている。このことに端的に表れているように、楊の主張は性の多様性ばかりでなく、セクシュアリティ(性的指向)の多様性も認めない立場に立っている。それが最も強く表れているのが同性愛は人権となり得ないという主張である。日本の法務省が性的マイノリティの問題を人権問題と捉え、性的マイノリティへの理解促進・人権擁護の立場に立っているのに反し、楊は公共の福祉に反するとして同性愛を人権として認めないとする。しかし、具体的に公共の福祉のどのようなことに抵触するのか、法的根拠は示されていない。

金城(2022)では同性愛の先天説・後天説を取り上げ、楊の主張する後天説の根拠(論拠)が弱いことを指摘した。また逆に、最新の科学的研究(遺伝子学・内分泌学等)では先天説が有力であることを示した。一方、性同一性障害はWHOによってもはや「障害」ではないとされ、「性別不合・性別違和」という言葉が用いられている。楊はこの「性別不合・性別違和」についても後天説を主張しているが、科学的根拠は一切示されていない。筆者の調査では、「性別不合・性別違和」も母親の胎内でのホルモンの影響が大きいとされていることがわかった。

さらに、楊は同性婚が認められると多重婚や近親婚の主張が出現し、同性愛カップルの養子となった子どもが同性愛になり、同性愛者が増えるとするが、これにも科学的な根拠は一切示されていなかった。

このような科学的根拠にもとづかない主張のみが神道政治連盟国会議員懇談会で資料として配布され、国会議員がそれを参考にして性的マイノリティに対する差別禁止法案を論じることは大変憂慮すべきことであると考え。性的マイノリティにも性的マジョリティ同様、人権がある。幸福を追求する権利がある。現在の日本では同性愛は法律で規制されているものではない。同性愛行為が公序良俗に反するという理由で当事者が逮捕されることもない。楊は「公共の福祉」という言葉を盛んに用いて同性愛は人権となり得ないとするが、同性愛が日本社会のどのような部分に具体的に悪影響を与えるのか、データは全く示されていない。

同性婚を認めると少子化が加速するなどという根拠のない噂がインターネット上に溢れているが、現在進行形で加速する少子化の原因は異性愛の男女の晩婚化や子どもを望まない考えによるものであり、同性婚とは全く関係がない。データに基づく(科学的な)主張でなければ、退けられて当然である。本稿を執筆している2022年10月現在も同性婚の訴訟は続いている。性的マイノリティであるが故に婚姻という制度が利用できない現状が変わることを祈るばかりである。

謝辞

性のスペクトラム図の転載を快諾くださった大阪大学大学院生命機能研究科の立花誠先生に感謝申し上げます。

参考文献

- Altinay, Murat. and Amit Anand. 2020. Neuroimaging gender dysphoria: a novel psychobiological model. *Brain Imaging and Behavior*, 14, pp. 1281-1297.
- American Academy of Child & Adolescent Psychiatry (AACAP). ‘Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Parents’ (No.92; 2019. May)
https://www.aacap.org/AACAP/Families_and_Youth/Facts_for_Families/FFF-Guide/Children-with-Lesbian-Gay-Bisexual-and-Transgender-Parents-092.aspx
- BBC NEWS JAPAN「同性愛で有罪となった故人数千人を赦免 英政府」(2022.10.20)
<https://www.bbc.com/japanese/37713830> (2022年10月取得)
- Boucher, Ferdinand J. O. and Tudor I. Chinnah. Gender Dysphoria: A Review Investigating the Relationship Between Genetic Influences and Brain Development. *Adolescent Health, Medicine and Therapeutics*, 11. pp. 89-99.
- ブリタニカ国際大百科事典 「全体主義」
<https://kotobank.jp/word/%E5%85%A8%E4%BD%93%E4%B8%BB%E7%BE%A9-88533>
- Burke, Sara M., Jason O. van Heesewijk, Willeke M. Menks, Daniel T. Klink, Baudewijntje P. C. Kreukels, Peggy T. Cohen-Kettenis and Julie Baker. 2020. Postnatal Effects of Sex Hormones on Click-Evoked Otoacoustic Emissions: A Study of Adolescents with Gender Dysphoria. *Archives of Sexual Behavior*, 49, pp. 455-465.
- Collet, Sarah, Sourav Bhaduri, Meltem Kiyar, Guy T’ Sjoen, Sven Mueller, Antonio Guillamon. 2022. Characterization of the 1H-MRS metabolite spectra in transgender men with gender dysphoria and cisgender people. *Journal of Clinical Medicine*, 10 (12) , 2623.
<https://doi.org/10.3390/jcm10122623>
- Costa, Pedro Alexandre. Henrique Pereira and Isabel Leal. 2018. Through the lens of sexual stigma: attitudes toward lesbian and gay parenting. *Journal of GLBT Family Studies*, 15. pp. 58-75.
- Diamond, Lisa M. 2016. Sexual fluidity in male and female. *Current Sexual Health Reports*. 8, pp. 249-256.
- エドモンドソン, エイミー・C. (著)野津智子(訳). 2021.『恐れのない組織』英治出版
- Farr, Rachel H. and Cassandra P Vazquez. 2020. Stigma experiences, mental health, perceived parenting competence, and parent-child relationships among lesbian, gay, and heterosexual

- adoptive parents in the United States. *Frontiers and Psychology*, 11: 445.
doi: 10.3389/fpsyg.2020.00445. eCollection 2020.
- Green, R.-J., R. J. Rubio, E. D. Rothblum, K. Bergman, K. E. Katuzny. 2019. Gay fathers by surrogacy: prejudice, parenting, and well-being of female and male children. *Psychology of Sexual Orientation and Gender Diversity*, 6 (3), pp. 269-283.
- 福島静恵. 2015. 「多様性を認め合う関係づくりを目指したセクシュアリティ教育の試み」神奈川県立総合教育センター長期研究員研究報告 13, pp.55-60.
- 外務省「世界人権宣言(仮訳文)」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html (2022年10月取得)
- Gegenfurtner, Andreas. and Markus Gebhardt. 2017. Sexuality education including lesbian, gay, bisexual, and transgender (LGBT) issues in schools. *Educational Research Review*, 22, pp. 215-222.
- 針間克己. 2019. 『性別違和・性別不合へ』緑風出版
- 日高庸晴・荻上チキ. 2012. 「セクシュアルマイノリティと自殺リスク」SYNODOS. (2012. 4.27) <https://synodos.jp/opinion/society/2252/>
- 法務省人権擁護局. HP 「多様な性について考えよう！～性的指向と性自認～」
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html> (2022年10月取得)
- 池上千寿子. 2015. 「若者の性と性の健康～HIV感染症はなぜふえるのか」親と子と教職員の教育相談室『相談室だより』88, pp.1-5.
- JEX SEX SURVEY 2020 調査結果報告書
<https://www.jfpa.or.jp/pdf/sexsurvey2020/report.pdf> (2022年10月取得)
- Karamanis, Georgios., Maria Karalexi, Richard White, Thomas Frisell, Johan Isaksson, Alkistis Skalkidou and Fotios C. Papadopoulos. 2022. Gender dysphoria in twins: a register-based population study. *Nature*, 12, Article number: 13439.
- 金城克哉. 2022. 「楊尚眞(2022)『日本で知られていない同性愛と同性婚の真相』への反論：同性愛の先天説と後天説について」『言語文化研究紀要』30, pp. 1-21.
- 国立感染症研究所. 「HIV/AIDS 2020」IASR. 42, pp. 213-215.
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/aids-m/aids-iasrtpc/10712-500t.html>
- 倉敷市教育委員会. 2018. 「人権教育実践資料3性の多様性を認め合う児童生徒の育成II」
<https://www.moj.go.jp/content/001275419.pdf>
- マーデル, アシュリー (著) 須川綾子 (訳). 2017. 『13歳から知っておきたいLGBT+』ダイヤモンド社
- 文部科学省. 2016. 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」
https://www.mext.go.jp/content/20210215_mxt_sigakugy_1420538_00003_18.pdf

- MSD マニュアル家庭版.「パラフィリアとパラフィリア障害の概要」
<https://onl.sc/712Vw8F> (短縮 URL, 2022 年 10 月取得)
- NHK サイカル journal .「性同一性障害を「精神障害」の分類から除外へ WHO」
 (2019.5.26)
https://www3.nhk.or.jp/news/special/sci_cul/2019/05/news/news_190526-4/
- 認定非営利活動法人 ReBit . 2018.「多様な性に関する授業がもたらす教育効果の調査報告」https://rebitlgbt.org/pdf/rebit_lgbt_survey_report.pdf
- 認定非営利活動法人 ReBit . プレスリリース「LGBTQ の子どもへのいじめをなくす Spirit Day にあわせ、小学生への調査公開。6 割が日常生活で LGBTQ への差別的言動を見聞き。多様な性に関する授業後は 9 割が今後は言わないと回答」(2021.10.21)
- Perrin, Ellen C., Sean M. Hurley, Kathryn Mattern, Lila Flavin, Ellen E. Pinderhughes. 2019. Barriers and stigma experienced by gay fathers and their children. *Pediatrics*, 143 (2) , e20180683.
- Sadr, Mostafa. and Behzad S. Khorashad, Ali Talaci, Nasrin Fazeli and Johannes Honekopp. 2020. 2D:4D Suggests a Role of Prenatal Testosterone in Gender Dysphoria. *Archives of Sexual Behavior*, 49, pp. 421-432.
- Saglam, Tarik, Hasan Bakay, Mehmet Enes Gokler, Senol Turan. 2020. 2D: 4D finger length ratios in individuals with gender dysphoria. *Turkish Journal of Psychiatry*, 31 (2) , pp. 84-89.
- 佐々木 肇子 . 2017.『トランスジェンダーの心理学』晃洋書房
- 佐々木 肇子 . 2018.「中学校における『性の多様性』授業の教育効果」『教育心理学研究』66, pp. 313-326.
- 司法統計年報 3 「家事編」婚姻関係事件数(平成 29 年)申立ての動機別申立人別 全家庭裁判所 <https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/024/010024.pdf> (2022 年 10 月取得)
- 週刊ポスト. 2004a.『男を食う!』女たちの『セフレ時代』がやって来た」36 (19), pp. 218-221.
- 週刊ポスト. 2004b.「人妻 300 人『セフレ』『不倫』『援交』性の暴走が始まった」36(21), pp. 233-235.
- 立花誠(領域代表).「性スペクトラム：連続する表現型としての雌雄」(科研費 新学術領域研究平成 29 年～ 33 年度)
<http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/sexspectrum/index.html>
- 楊尚眞. 2022.「日本で知られていない同性愛と同性婚の真相」歴史認識問題研究会編『歴史認識問題研究』10, pp. 63-77.

**Argument against Yang Sang Jin (2022) revisited:
Sex spectrum, nature or nurture on Gender Dysphoria,
and ‘misunderstanding’ of Japanese people**

Katsuya Kinjo

This paper is the continuation of Kinjo (2022) , which points out that Yang’s claims on the causes of homosexuality are not based on scientific research enough. This paper examines and argues against the claims made in the rest of the same Yang’s paper (2022) , mainly sex spectrum, nature or nurture on Gender Dysphoria, and ‘misunderstanding’ of Japanese people. It will be demonstrated that most of Yang’s claims are not based on any scientific evidence.

